

札幌市要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、中途失聴者及び難聴者等に対し、社会生活を営むうえで必要不可欠な場合において、円滑な意思の疎通を図るため要約筆記者を派遣することにより聴覚障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、札幌市とする。

(事業の委託)

第3条 市は、この事業の一部又は全部を札幌市が適当と認めた法人(以下「受託者」という。)に委託することができる。

2 市は、この事業の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による市の監督を受け、市から役務改善命令等がなされた場合には、その改善等の措置をしなければならない。

(要約筆記者)

第4条 この要綱に規定する要約筆記者とは、次の各号のいずれも満たす者をいう。

(1) 厚生労働省が示す要約筆記者の養成カリキュラムに沿った養成講座等(以下、「養成講座」という。)を修了した者。なお、養成講座の実施主体は問わないものとする。

(2) 全国統一要約筆記者認定試験又はこれに準じると市が認めた試験(以下、「認定試験」という。)に合格した者

(要約筆記者の登録)

第5条 受託者は、要約筆記者の承諾を得て、次に掲げる書類を以て札幌市長に推薦する。

(1) 札幌市要約筆記者推薦書(様式1)

(2) 札幌市要約筆記者承諾書(様式2)

2 市長は、前項の推薦に基づき、市が派遣を行う要約筆記者として適当と認めるときは、札幌市要約筆記者登録者名簿(様式3)に登録し、受託者に通知する。

3 市長は、前項の規定により登録した者(以下、「登録者」という。)に対し、札幌市要約筆記者登録通知書(様式4)により通知し、札幌市要約筆記者登録証(様式5)を交付する。

4 第7条第2項の規定により登録を取り消された者が、再度、受託者より登録者の推薦を受ける場合は、改めて第4条に定める養成講座を修了し、及び認定試験に合格をしなければならない。ただし、第7条第1項第2号に該当したことにより取消を受けた者で、市長が特に認めたものについてはこの限りではない。

(登録者の研修)

第6条 受託者は、登録者に対し、資質の向上及び研鑽を深めるために必要な研修を実施するものとする。

(登録者の取消)

第7条 受託者は、登録者が次の各号のいずれかに該当する者であると確認した場合は、市長に報告を行う。

- (1) 理由の如何によらず、前条の研修を3年以上受けていないとき
 - (2) 札幌市近郊以外に転出し、転出後に遠隔方式等で要約筆記者として活動する見込みがない者
 - (3) 登録者の辞退の意思を書面で提出した者
 - (4) 第13条第1項の規定に違反した者
 - (5) 所在が確認できない者
 - (6) その他要約筆記者として不適当と認めた者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当し、登録者として適格でないと判断した場合は、登録者の登録を取り消すことができる。
- 3 前項の規定に基づき登録を取り消す場合は、市長は札幌市要約筆記者登録取消通知書（様式6）を登録を取り消す者に通知する。ただし、第1項第5号の規定により取り消す場合はこの限りではない。
- 4 登録の取消を受けた者は、札幌市要約筆記者登録証を市に速やかに返還しなければならない。

（派遣対象者）

第8条 この事業の派遣対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持する者
 - (2) 前号の者が参加する会議・講習会等を開催する地方公共団体等
- 2 前項第1号に該当する派遣対象者が派遣を受けようとする時は、あらかじめ札幌市要約筆記者派遣対象者登録申請書（様式7）を受託者に提出しなければならない。

（派遣対象地域）

第9条 この事業による派遣の対象地域は、原則として札幌市内とする。

（広域にわたる派遣）

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8項第1項第1号に該当する者が市外において要約筆記者の派遣を必要とする場合（第10条の事項に限る。）は、他の地方公共団体等に登録された要約筆記者等を第5条第2項の規定により登録された要約筆記者とみなし、派遣することができる。

（派遣対象事項）

第10条 派遣の対象とする事項は、別紙のとおりとする。

（派遣申請）

- 第11条 派遣対象者が要約筆記者の派遣を必要とするときは、原則として派遣希望日の1週間前までに受託者に申請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、前項の申請を受けた場合は、派遣の可否を決定し、派遣の必要を認めた場合は登録者の中から派遣する者（以下、「派遣者」とする。）を選定のうえ、派遣するものとする。
 - 3 派遣対象者が受ける派遣は、おおむね1週間に1回程度とする。ただし、受託者が緊急や

むを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

(業務内容の報告)

第12条 派遣者は、「札幌市要約筆記派遣業務報告書」(様式8)に業務内容を記録して、受託者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 登録者は、派遣対象者の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、登録者でなくなった場合も同様とする。

(費用の負担)

第14条 登録者の派遣に要する費用は、市が負担する。

(費用の支払)

第15条 受託者は、第12条の報告に基づき、派遣者に次の各号の報償費及び交通費を支払うこととする。

(1) 報償費 要約筆記活動1回につき3,000円。ただし、1回の要約筆記活動時間(要約筆記行為及び事前の打合せその他の要約筆記予備行為に要した時間をいう。)が2時間を超えた場合は、当該要約筆記活動時間から2時間を差し引いた時間を活動日が属する月単位で合算した時間数(30分以内の端数が生じた場合は0.5時間とし、30分超1時間未満の端数が生じた場合は1時間とする。)に1,500円を乗じた金額を加算する。

(2) 経費(交通費、通信費等) 要約筆記活動に要した交通費の実費相当額を支払うこととする。ただし、遠隔要約筆記方式において要約筆記者の自宅にて要約筆記活動を実施した場合は、交通費に代わって業務のために使用した通信費等について本市が別に定める額を支払うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の2の規定に基づく派遣における報償費及び経費等の額については、当該他の地方公共団体等における基準等によることができるものとする。

(業務報告の履行)

第16条 受託者は、「札幌市要約筆記派遣実施状況報告書」(様式9)により各月の派遣状況を市に報告するものとする。

(関係機関との連携)

第17条 受託者は、事業の実施に当たっては、各区の保健福祉部等関係機関と密接な連絡のもとに行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、改正前の要綱第6条第2項により登録を受けている要約筆記奉仕員（以下、「登録奉仕員」とする。）については、改正後の要綱第5条第2項の名簿に登録されているものとみなす。

3 登録奉仕員は、市が認める補習講習の修了をもって第4条に規定する養成講座の修了に代えることができる。

4 第4条の規定に関わらず、要約筆記の指導者を養成する研修を修了した者（以下「修了者」という。）は、登録奉仕員に限り要約筆記者とみなすことができる。

5 附則第2項から附則第4項の規定は、平成35年3月31日をもって廃止する。ただし、修了者は、養成講座の修了を、本経過期間の間並びに廃止後においても免除する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

2 平成25年4月1日施行の要綱附則第5項中「平成30年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

要約筆記派遣対象

派遣対象事業	内 容	派 遣 場 所
1 生命及び健康に関すること	・病気・出産 ・健康管理・その他	・病院・保健所 ・区福祉部等
2 権利に関すること	・証言・取調べ ・陳述・届出・その他	・区福祉部 ・裁判所 ・警察署・検察庁
3 教育・保育に関すること	・父兄会 ・その他	・学校 ・保育所等
4 職業に関すること	・就職・転職 ・勤務条件話し合い ・その他	・職業安定所 ・労働基準監督署 ・事業所等
5 住居に関すること	・借家（間） ・その他	・家主 ・公営住宅担当課等
6 人間関係に関すること	・本人又は親族の冠婚葬祭 ・その他	・結婚式場 ・葬儀場
7 文化と教養に関すること	・講座・講演会・研修会 ・その他	・各会場
8 社会生活に関すること	・各種相談・諸契約 ・各種団体の集会 ・その他	・各相談所 ・各集会所等 ・その他
9 前項のほか、受託者が必要と認めた場合		